

後納制度の納付開始と受給資格期間の短縮について

国民年金は、20歳から60歳までの40年の間、国民年金保険料を納めていただくことで、満額の老齢基礎年金を受給することができる制度です。

しかし、この間に、保険料を納められなかった場合や被保険者としての届出を忘れたことにより国民年金の資格期間がない場合は、将来の年金受給額が少なくなったり、年金そのものが受給できなくなってしまうことがあり、このような事態を避けるために平成24年10月1日から、国民年金保険料を納めることができる期間が過去2年から10年に延長となる後納制度（国民年金保険料の納付可能期間の延長）が始まります。

具体的には、本年10月から、平成14年10月以降の納められなかった期間の保険料を納めることができるようになります（後納保険料を納付できる期間は、平成24年10月1日から平成27年9月30日までの3年間で

す）。ただし、すでに老齢基礎年金を受給している方や65歳以上で老齢基礎年金の受給資格をお持ちの方は、後納制度を利用できませんのでご注意ください。なお、後納保険料を納付

するためには事前の申込みや審査が必要です（審査の結果、後納制度を利用できない場合もあります）。

また、平成24年8月10日「年金機能強化法」が成立し、平成27年10月から、年金の受給資格期間がこれまでの25年（300月）から10年（120月）に短縮されることが予定されています。これまで受給資格を満たさなかった方が年金を受給できる場合や後納制度を利用することで受給できるようになる場合があります。

後納制度および受給資格期間の短縮に関する詳しい内容は、「国民年金保険料専用ダイヤル」または年金事務所へお問い合わせください。

【国民年金保険料専用ダイヤル】

0570-0111-050

※050または070から始まる電話からは

03-6731-2015

受付時間

月曜～金曜日

午前8時30分～午後5時15分

第二土曜日

午前9時30分～午後4時

※祝日、12月29日～1月3日は利用できません。

防災

ひとロメモ



問合せ

総務課防災安全室
☎ 47-8000

局地的大雨から身を守るために

局地的大雨とは、発達した単独の積乱雲により、狭い範囲に短時間で強い雨が降る現象のことを指します。

局地的大雨では、積乱雲（雷雲）によって急に強い雨が降り、降った雨が低い場所へ一気に流れ込むため、総雨量は少なくても十数分で甚大な被害が発生することがあります。

どのような場所で、どのような事故や災害が発生するのか被害をイメージできることが重要です。

局地的大雨によって、次のような被害が発生することがあります。

- 道路冠水
- 川の急な増水で中州に取り残される
- マンホールへ転落
- 地下室に閉じ込められる



局地的大雨から身を守るためには、最新の気象情報を確認することが大切です。局地的大雨になりやすい気象状況かどうか、警報や注意報は発表されていないか、雨雲が近づいてこないかなどを確認するとともに、周囲の状況に注意を払い、天気の変化に備えることが必要です。

こんなときは要注意!!

- 真っ黒の雲が近づき、周囲が急に暗くなる
- 雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする
- ヒヤッとした冷たい風が吹き出す
- 大粒の雨や「ひょう」が降り出す



空や川の変化に注意し、危険を感じたら直ちに避難しましょう！天気の変化から身を守るためには、**自分の安全は自分で守る**ことが大切です。